

総行住第 80 号
令和 3 年 6 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

民法第 12 条に規定される保佐人、同法第 16 条に規定される補助人については、同法第 876 条の 4 又は第 876 条の 9 の規定により、裁判所の審判を経て、特定の法律行為について代理権が定められることから、その代理権の範囲内において適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正
住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。
- 第 2 実施期日
この通知は、通知の日から実施する。